

ハ南洋廳支廳長、國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトアルハ國及南洋群島地方費、工場法トアルハ工場取締規則、國民勞務手帳トアルハ南洋群島勞務手帳トス

附則

本令ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ニ於テ依ルコトヲ定メタル國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月三十日迄ニ從業者又ハ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年五月一日以後從業者又ハ官廳從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者(使用者二以上アルトキハ主タル使用者)又ハ事業官廳ヲ經由シ、就業地又ハ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル南洋廳支廳長ニ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十七年四月三十日迄ニ第一條ニ於テ依ルコトヲ定メタル國民勞務手帳法施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨南洋群島勞務手帳ニ記載シ同年五月十四日迄ニ當該南洋群島勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル南洋廳支廳長ニ報告スベシ但シ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ

從業者タル場合ニ在リテハ南洋群島勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ、官廳從業者タル場合ニ在リテハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

〔參照〕

昭和十六年六月十四日公布勅令第七百五號ハ國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件ナリ

國民健康保險法中改正法律の一部施行期日ノ件公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民健康保險法中改正法律については本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民健康保險法中改正法律の一部

施行期日ノ件(昭和十七年四月二十七日勅令第四百五十六號)

昭和十七年法律第三十九號ハ第十九條ノ二乃至第十九條ノ五ノ規定並ニ第二十一條、第四十二條、第四十六條及第四十九條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

小賣業の整備に關する閣議の決定並に

商工省の小賣業整備要綱の發表

大東亞戰下の産業再編成課題の一環として關心せらるゝ點の極めて多い小賣業の整備に關する根本方策について政府は茲に昭和十七年四月二十一日閣議決定をなし、情報局を通じてその要旨を發表したが、商工省に於いては更に具體的なる「小賣業整備要綱」を決定

し、昭和十七年五月十二日商工、農林、厚生、内務、大藏五省次官の連名を以て各地方長官宛通牒を發した。人口配分問題の一部として人口問題上も關心を惹く所尠くないが、右政府發表並に通牒要綱を掲ぐれば以下の如くである。

小賣業の整備に關する件

(昭和十七年四月二十一日情報局發表)

政府は過般の閣議に於て産業の再編成に伴ふ中小商工業者の整理統合並に職業轉換の促進に關して其の大綱を決定し爾來企畫院を中心とし關係省間に之が具體的方途を考究中なりし處本日の閣議に於て小賣業整備の方針を決定した。其の要旨は次の如くである。

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合其他の農林水産團體及百貨店等との間に夫々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日常生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜、消費者數及其の分布状況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又は共同配達を行ふこと

五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し之が向上を圖る爲、店舗をして共勵せしめ其の成績に應じ取扱數量の増減を圖る爲登録の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと

六、轉業者の決定に當りては年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より之を選定すること尙戦死者及戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること

七、轉業者は速かに其の就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめ之に依り轉業に必要な鍊成を爲さしむること

八、轉業者の収入は従前の収入に激減を興へざる如く特別の考慮を拂ふと共に其の家族に對しても就職授産等に付て適切なる措置を爲すこと

九、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること

十、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗其の他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等に於て買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共に其の營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむること

右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

十一、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望する場合に於て其の企業の新規開業を認め得る事情にある時は之が許可に付優先的に考慮すること

小賣業整備要綱

(昭和十七年五月一日商工省發表)

一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基くこれが職業轉換は表裏一體たるべき關係にあるを以て兩側の計畫並に實施につき彼此照合す

二、整理統合には地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふ

(一) 整備計畫の樹立及び實施は地方官廳において、積極的に企畫指導しその適正かつ迅速なる實施を期する

(二) 整備計畫の樹立及び實施には中小商工業再編成協議會及びその部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむ

三、整理統合には小賣業者としての個人企業態を存置す、但し特別の事由によりこれにより難き場合はその他の方法によりこれを行ふ、なほこれについては左の諸點に留意す

(一) 既に企業合同の方法により整備實施済のものはこれを變更するの要なし、この場合、業種規模等を主務省に報告す

(二) 現に整備進行中のもので特別の事由により個人企業態により難きものは業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省の指示を受け措置す

(三) 今後實施するものにして特別の事由により個人企業態により難きものはその業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省に要請す

四、整理統合には取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置、分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を十分に勘案す

(一) 店舗の整理數の決定には配給の適正化を自途として店舗の位置、分布、企業の經營規模等を勘案し、轉業者の選定には轉換の難易を考慮しこれ等の間の調整を圖る

(二) 經營規模の考慮には適正經營規模を自途とするは勿論なるもその趣旨とする所は實績主義により比較的規模の大なるもののみを残存せしめんとするの意にあらざ

(三) 轉換の難易については八を、消費者の便益については六及び七を參照

五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間にそれら、必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふ、なほこれが具體的措置については別途に指示する豫定

六、小賣業の整備には左の事項を考慮す

(一) 市部と郡部ではそれら、事情を異にするを以て畫一的に取扱はず

(二) 各種の物資を取扱ふ小賣業ではその營業全體の實情を勘案して整理統合を行ひ、その取扱物資につき各別に整理統合を行ふことは成るべくこれを避く

(三) 修繕を兼ねる小賣業では修繕業務輻輳の現狀に鑑み利用者に不便を興へざるやう整理統合上特に留意す

(四) 食料品等の日用生活必需品については買出しまたは配達の便宜、消費者數及びその分布狀況、

需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備し、要すれば配給擔當區域を畫定しこれに適當數の店舗を配置し、適宜切符制、通帳制または顧客登録制等を活用して配給を計画的ならしめ必要により共同御用開または共同配達を行ふ。

- (1) 配給擔當區域はなるべく一町内會(または部落會)の區域または二以上の町内會の區域を合したる區域を單位とし地方の實情に應じ適宜これを定む、配給擔當區域は各業種につきなるべく共通ならしめ相錯することなきやう留意す
- (2) 配給擔當區域を畫定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむ
- (3) 消費者の便宜、配給の適正等を期するため要すれば店舗の配置上商店街または小賣市場の利用につき考慮す

- (4) 要すれば各店舗の取扱物資の種類につき適當なる整理調整を行ふが取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮す
- (5) 配給擔當區域を畫定し取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持し得るやう考慮す
- (6) 一般家庭の人手不足の現状に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗において共同御用開または共同配達をなす等の方法により配給能率の増進を圖る

- (7) 切符制、通帳制、登録制等は配給の適正、消費の規正等を圖るために應じこれを行ふ
- (8) 市町村、町内會(または部落會)との緊密なる聯絡を圖り配給の計畫化を期す

(五) 日常生活必需品以外の物資については配給擔當區域の畫定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布状況に留意しつゝ、適宜店舗の整理統合を行ふ

(六) 農山漁村における小賣業の整備には地方の實情に即し消費者の便宜上または小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講ずることを得

七、配給能率の低下を防止しこれが向上を圖るため商業運動等により經濟道義の高揚を圖ると共に店舗をして共勵せしめその成績に應じ取扱數量の増減を圖るため登録の更新をなごしむる等適當なる措置をなす

八、整理統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換については左の點を考慮す

- (一) 年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定す
- (二) 戦死者及び戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷病軍人等にして轉業を適當とせざる者に對してはなるべく従前の業務を繼續しまたはこれに従事し得る如くす
- (三) 戦死者、戦病死者または出征軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合または年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるゝ場合の外は従前の業務を繼續しまたはこれに従事し得る如くす

- (四) 傷病軍人等についても右に準ず
- (五) 戦死者、戦病死者または出征軍人の遺家族、傷病軍人等にして轉業をなす者については左の措置を講ず

- (イ) 他に優先して就職の斡旋をなす
- (ロ) 店舗その他の營業用設備、手持商品、債權、債務の處理等については業者團體をして積極的に援助せしむ
- (ハ) 共助資金の交付については特別の考慮を拂ふ

(4) 轉業者の使用人たる出征軍人に對しその應召期間中支給する給與については残存業者を以て組織する業者團體をして可及的これが支給の途を講せしむ

(三) 轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正にこれを行はしむ

(四) 轉業者の就職は國民職業指導所において勞務動員の必要とらみ合せこれを指導斡旋するを原則とす

- (イ) 適當と認むる求人口をなるべく多く提示し本人の希望を考慮してその就職を指導す
- (ロ) 本人の希望通り就職せしめ得ざる場合には適宜他の求人口に就職するやう指導す

九、轉業者の就職については左の措置を講ず

(一) 職業輔導施設の活用並に國民勤勞訓練所の利用を圖る

(二) 工場、事業場その他に對し轉業者に對する訓練並に技能の鍊成に關し適切なる措置をなごしむ

- (1) 轉業者の訓練並に技能の養成は徳性を涵養し身體を鍛鍊し工鑛業生産に直接必要なる知識及び技能を授くるを目的とす
- (2) 養成期間は大概三箇月を標準とするも生産作

業の性質その他特別の事情によりこれが短縮をなすことを得

- (二) 轉業者は速かにその就職先就職条件等の大體の用途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至るまでの過渡期においては必要により勤勞奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめこれにより轉業に必要な鍊成をなさしむ、右勤勞奉仕隊による勤勞報國作業については時局産業方面の工場、事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむ

- (四) 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふ

- (五) 轉業者の家族に對してもその就職、授産等につき特別の考慮を拂ふ

七、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基づく自治的共助方法を勸奨實施せしむ

- (一) なるべく既存の組合等を利用す

- (二) 同一業種内の共助組織の整備並に共助資金の設定をなさしむ

- (三) 共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法により負擔の公平を期す

- (四) 共助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得るまでの生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしむ

- (五) 共助資金交付の標準は生産または取扱數量の外形のみによらず轉業者の個々の事情をも斟酌し

これが適正公平を期せしむ

- 十一、企業の整理統合により轉業する者の店舗その他の營業用設備、手持商品等の處理については業者または業者團體等において買取りまたは利用、處分の斡旋をなすと共にその營業上の債權、債務についてもこれが處理に協力せしむること、この場合において可及的に國民更生金庫を活用す

- (一) 店舗及び倉庫にして残存業者または業者團體において利用し得るものはこれ等のものにおいて買取りまたは借入ることとし、利用困難なるものについてはその適當なる處分または利用の斡旋をなす

- (二) 手持商品についてはなるべく残存業者または業者團體において買取りまたはその適當なる處分の斡旋をなす

- (三) 營業用設備及び什器、備品については残存業者または業者團體において利用し得るものはこれを買取り利用困難なるものについては適當なる處分の斡旋をなす

- (四) 營業上の債權及び債務についてはなるべく業者團體等においてこれを肩代りして處理す

- (五) 前各項の規定により店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器、備品、營業上の債權、債務の處理をなすに當りては國民更生金庫の活用を期す

十二、職業轉換をなしたる者が従前の企業に復歸を希望する場合においてその企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮す

厚生省人口局の乳幼児體力向上指導に關する諸方策の決定

厚生省人口局に於いては乳幼児體力の向上指導に關し實施すべき諸方策について鋭意研究中であつたが、最近昭和十七年度に於ける實施要綱を決定し、昭和十七年五月十五日次官通牒を以て各地方長官宛その方針を明示するに到つた。右通牒の全文を掲ぐれば以下の如くである。

乳幼児體力向上指導に關する件 依命通牒

(昭和十七年五月十五日厚生次官より各地方長官宛)

我が國人口の急速且永續的の増強を圖る爲には乳幼児の死亡を減少すると共に之が健全なる育成を爲すの要感、緊切なるものあるを以て從來實施し來れる乳幼児一齊診査及健康相談は本年度より國民體力法に基く體力検査として之を施行し乳幼児の體力向上指導を一層強化徹底せしめ度候條別紙乳幼児體力向上指導要綱に依り適切なる計畫を構立實施し其の効果を擧ぐるに遺憾なきを期せられ度

昭和十七年度乳幼児體力向上指導要綱

第一 體力検査

- (一) 體力検査方針に關する事項
國民體力法第六條ノ二の規定に依り地方長官に於て市町村長をして行はしむること
- (二) 體力検査を受くべき者に關する事項
昭和十七年度に於て體力検査を受くべき者は左の